

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地域森林管理支援センター便り

第2号 令和4年2月

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市町村・県各機関・岐阜県地域森林監理士の皆様

地域森林管理支援センター（以下、「支援センター」という。）の活動にご理解、ご協力ありがとうございます。今年度の残り時間も僅かになり、皆様の森林経営管理制度の取組も大詰めを迎えていると存じます。

3月には、岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修を予定しています。株式会社CALICO DESIGN 代表取締役 藤井祐剛様を講師に迎え、「わかりやすく伝える技術を身につけるプレゼンテーションの基礎」をテーマに研修企画しました。この研修は、地域森林監理士が、主に市町村の首長ほか林務担当部局に対して、企画提案内容をわかりやすく伝える技術を向上することを目的としています。

支援センターの相談窓口開設は、3月15日（木）までとなっています。ご相談をお待ちしています。

今回は、2月に実施しました専門家による相談会（土地家屋調査士相談会）および巡回支援の活動実績の抜粋を報告します。なお、専門家による相談会は、まん延防止措置等重点措置に配慮するとともに、新しい試みとして出張相談会とさせていただきました。

目次

1. 土地家屋調査士相談会
2. 巡回支援事例

1. 土地家屋調査士相談会

日時 令和4年2月24日（金）10：00～12：00 A市町村会議室

講師 栗野章土地家屋調査士、小野伸秋土地家屋調査士

相談者 A市町村森林経営管理制度担当 2名

その他 県担当 2名、地域森林監理士 1名、支援センター 1名

「土地家屋調査士への相談 Q&A」

項目	相談内容	相談結果
意向調査対象者不明の場合の探索方法について	<p>A 市町村内の 2 地区において林地台帳（課税台帳をベース）による人工林所有者に対して 127 名の意向調査票を郵送したところ 8 名が未到達となった。</p> <p>(1) 農林課で所有者探索する場合どうしたらよいか。</p> <p>(2) 所有者探索に要する時間、スケジュール感はどうか。</p> <p>(3) 法人の場合困難が予想されるがどうか。</p>	<p>(1) 登記事項証明書に長期相続登記未了の記載があれば、相続関係の調査は済んでいるので、まずこれを確認する。</p> <p>そうでない場合は、戸籍調査を地道に行うことが必要であるが行詰った場合は法務局に相談するとよい。法務局は必要に応じて土地家屋調査士協会に追跡踏査を依頼する。その場合公図上のおおむねの位置を示すことも含まれる。</p> <p>(2) 戸籍調査が他市町村に及ぶ場合は、その市町村の進捗に依存せざるを得ない。公共事業等のスケジュールが決まっていればそれに合わせ動くことが必要である。</p> <p>(3) 法人については、解散して存在しない場合もあり、課税台帳から追跡する方法があるが結果的に特定不可能な場合もある。</p>
市町村が法務局に相談する場合の事業内容について	公共工事のためでなく意向調査でも法務局は相談に対応してもらえるか。	対応してもらえる。
その他の所有者探索の方法について	A 市町村の場合、土地台帳が保存されているのがその活用方法はあるか。	土地台帳の保存は市町村によって様々であるが、保存されていれば重要な情報となる。昭和 25 年以前の異動が記録されている場合もある。意向調査対象地以外の農地や宅地も含めた広い範囲を調べれば所有権移転されている土地がある場合もある。また、お寺の過去帳を調べてみると追跡の糸口が見つかる場合もある。

2.巡回支援事例

(1) B市町村

相談内容	<ol style="list-style-type: none">1.未整備人工林の整備については、対象森林の所有者に対し行いたいと考えている。2.県森林環境税の里山林整備事業を行ってきたが、要望箇所がすべて採択されないで優先順位をつけて要望していきたい。
相談結果	<ol style="list-style-type: none">1.森林経営管理制度の目的は未整備森林の整備なので意向調査を実施し整備につなげることが必要である。そのために森林現況調査、意向調査、整備の順位づけを林業事業体に委託することを提案した。また、未整備森林の整備、県森林環境税事業それぞれの全体計画を作成することも提案した。全体計画作成等のアドバイスは岐阜県地域森林監理士の短期支援業務を活用し、対応できる監理士を斡旋することとした。2.岐阜県地域森林監理士の活用を勧めた。その際は地元森林に精通している林業事業体の判断も加えて組み立てることを提案した。

(2) C市町村

相談内容	<ol style="list-style-type: none">1.意向調査以降の対応について2.意向調査での所有者調査について、課税情報を参照するには法的な根拠を添えて税務課に申請することが求められている。
相談結果	<ol style="list-style-type: none">1.集積計画は策定せず、林業事業体に意向調査結果を提供し、所有者から林業事業体への情報提供について了解を得たうえで、森林整備事業を実施してもらう選択肢もある。2.「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(林野庁、総務省)の通知を教示した。

(3) D 市町村

相談内容	<ol style="list-style-type: none">1. 市町村事務マニュアルの記述で、市町村が自ら経営管理を実施する場合は、市町村の森林経営計画（属人計画）に編入するとあるが、編入は市の判断でよいか。2. 経営管理実施権を設定した森林については「意欲と能力のある民間事業者」から公募するが、被害木処理等施業についても同様に行うべきか。3. 経営管理実施権を設定した森林等について、路網開設の現地検討について岐阜県地域森林監理士から指導を受けられるか。
相談結果	<ol style="list-style-type: none">1. 森林経営計画への編入は市の判断で良い。2. 経営管理実施権を設定する事業者は、「意欲と能力のある民間事業者」から公募するが、市町村が発注する被害木処理等施業については、「意欲と能力のある民間事業者」から選定する必要はない。3. 路網について詳しい監理士を短期支援業務として斡旋するのでぜひ活用されたい。

以上

地域森林管理センター

〒500-8356

岐阜市六条江東2丁目5番6号

岐阜県森林組合連合会内

TEL (058) 201-5013

FAX (058) 275-4398

E-mail : fshien@g-moriren.or.jp

担当 常富 覚 日比野基宏 中島義雄